

# 顧問制度規則

(目的)

第1条 本規則は、特定非営利活動法人最終処分場技術システム研究協会（以下「NPO・LSA」という。）事業に長期にわたり貢献し、かつ、今後ともNPO・LSA事業に積極的に協力していただける方に顧問を委嘱するとともにその必要な事項を定める。

(委嘱対象者)

第2条 委嘱対象者は、会員（個人会員及び団体会員の構成員）とする。

(顧問の種別)

第3条 顧問の資格は、次の種別とする。

- (1) 最高顧問
- (2) 顧問

(委嘱基準)

第4条 顧問の委嘱は次の基準で行う。

- (1) 最高顧問：旧NPO・LS研、旧NPO・LSCS研及びNPO・LSAの理事長経験者
- (2) 顧問：旧NPO・LS研、旧NPO・LSCS研及びNPO・LSAの事業に顕著な功績のあった方及び副理事長経験者

(顧問対象者の選考、決定、報告)

第5条 顧問対象者の選考と決議は理事会にて行う。また、総会にて報告する。

(顧問の委嘱)

第6条 理事長は、顧問決定者に対し、顧問を委嘱する。

(顧問の辞任等)

第7条 顧問を辞任する場合は、理事長あてに辞任願いを提出する。理事会の議決を持って同職を離脱する。

(改廃)

第8条 この規則の改廃は、運営委員会が起案し、理事会の議決による。

付則

1. この規則は、平成17年1月27日から施行する。

改定履歴  
令和元年9月3日改定  
2021年9月16日改定